令和2年8月1日現在

仙台国際ホテル宴会場ご利用について

〈宴会･催事規約〉

1. 宴会等の申込

⑴宴会･催事（以下宴会等と称します）の申し込みをしようとするお客様は、次の事項をホテルに申し出ていただきます。
① ご利用日
② 主催者名
③ 申込者名
④ ご利用人数･時間
⑤ その他ホテルが必要と認める事項
⑵宴会等契約はホテルが前項の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 宴会時間と追加料金

宴会場のご使用は、準備から撤去時間までを含め、ご契約時間内に終了されますようにお願い致します。
所定の時間を超過しますと、追加料金を頂戴致します。
また、次の会場使用時刻との関係で、超過に応じられない場合もございます。

3. 有料人数の確認

料理、飲物等をご用意する人数（以下有料人数と称します）の最終人数は、開催日前々日の正午までにご連絡下さい。
それ以降は全て手配が完了致しておりますので、宴会開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴致します。

4. 内金

宴会等のご予約の時に内金をお支払い頂く場合がございます。内金の金額は宴会見積総額に基づいてホテルより提示させて頂きます。

5. 装飾、余興等の手配

宴会等に関する装飾、看板、装花、音響、照明、余興、バンケットレセプタント等の手配は、ホテルで手配させて頂きます。
お客様が直接他の業者に手配される場合は、事前にホテルにご連絡頂き、了解を得た後にご手配下さい。

6. 直接手配の業者に対する指示

①ホテルの了解のもとにお客様が直接手配された業者が行う装飾、機器、材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その取付け方法の決定や設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観、動線などを踏まえてホテルのルールで実施して頂く様に、ホテルがその業者にご指示申し上げます。
②お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）が直接手配された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意下さい。もし、損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それにあわせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担頂きます。
③お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）が直接手配された業者の方々の行為によりホテル、他のお客様、その他第三者に損害を与えた場合、その賠償等に関してはお客様にご負担いただきます。

7. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮下さるようお願い申し上げます。
①犬、猫、小鳥等のペット類、家畜類等の持ち込み。
②発火、又は引火性物品の持ち込み。
③悪臭を発するものの持ち込み。
④備付品等の移動及び無断でのご利用。
⑤使用目的以外のご利用。
⑥とばく等風紀を乱す行為、又は、他のお客様のご迷惑になるような言動。
⑦その他、法令で禁じられている行為。

8. 宴会申込をお断りする場合および解約

ホテルは、次に掲げる場合、または該当するとホテルが判断した場合、お客様からのご宴会等のお申し込みをお断わりするか、既にご契約させて頂いた場合でも解約させて頂くことができるものとします。なお、ホテルが宴会予約・宴会契約等を解約した場合、ホテルは何らの責任も負わないものとします。
⑴①宴会等契約の申し込みが、この約款によらないとき。
②宴会場の余裕ないしは宴会を運営する人的な余裕が無い時。
③宴会場を利用しようとするお客様が、感染症者である、もしくはその可能性が相当程度高いと認められるとき。
④宴会場を利用しようとするお客様が、宴会に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
⑤宴会に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
⑥天災、感染症の蔓延、施設故障、その他やむを得ない事由により宴会を行うことが出来ない、もしくは行うことが相当ではないとホテルが判断したとき。
⑦宴会場を利用しようとする者が泥酔等により他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。
⑵①宴会場を利用しようとするお客様が「暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律７７号）」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
②宴会場を利用しようとするお客様が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
③宴会場を利用しようとするお客様が、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
④宴会場を利用しようとするお客様が、他の利用者に迷惑を及ぼすとホテル側が判断したとき
⑤宴会場を利用しようとするお客様が当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

9. お取消料

すでにご契約頂いた宴会等をお取消の場合は下記の通りお取消料を頂戴致します。
①開催日６０日前から３１日前までの間のお取消の場合お見積金額の 20%
②開催日３０日前から１５日前までの間のお取消の場合お見積金額の 30%
③開催日１４日前から　３日前までの間のお取消の場合お見積金額の 50%
④開催日　２日前から前日正午までの間のお取消の場合お見積金額の 80%
⑤開催日前日（正午）から開催日当日のお取消の場合お見積金額の　100%
また、手配済等による費用が発生した場合には、取消料とは別にご請求させていただきます。
なお、上記期日以外でも、予めホテルとお客様との間で取り決めたお日にちから取消料を頂戴する場合がございます。